

広島県教育委員会教育長訓令第一号

地 方 機 関

学校以外の教育機関

地方機関の長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

地方機関の長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

地方機関の長等に対する事務委任規程（昭和三十四年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十八号中「取得」の下に「及び処分（教育長が指定する物品を除く。）」を加え、同条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条を次のように改める。

第四条 広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号）に規定する教育長の権限のうち、同規則第二十二条に規定する権限以外のもは、広島県立図書館長に委任する。

第十三条第二項中「年次休暇」を「年次有給休暇」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。